

令和8年第3回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和8年3月17日（火） 開 会：14時00分 閉 会：15時28分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所2階 入札室

3 出席者の氏名

教 育 長 厚 東 和 彦
 委 員 松 田 福 美
 委 員 吉 本 妙 子
 委 員 片 山 研 治
 委 員 岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 十 楽 さゆり
 教 育 部 次 長 小 川 亮
 教 育 政 策 課 長 //

生 涯 学 習 課 長 神 杉 朋 史
 人 権 教 育 課 長 山 本 孝 二
 学 校 教 育 課 長 稲 垣 宏 美
 学 校 給 食 課 長 河 村 武 志
 中 央 図 書 館 長 有 間 博 司
 新南陽総合出張所次長 中 村 勝 也
 熊毛総合出張所次長 坂 本 和 也
 鹿野総合出張所次長 坂 本 俊 彦
 こども未来部次長 林 真 也
 こども保育課長 //

こども保育課課長補佐 松 村 尚 志

5 会議の書記の職氏名

教育政策課課長補佐 大 竹 新 人
 教 育 政 策 課 田 中 良 二

6 議事日程等

| 日程 | 件 名 | |
|----|----------------|---------------------------------|
| 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 2 | 報告第2号 | 令和8年度周南市教育事業概要について |
| 3 | 議案第6号 | 周南市保育所・幼稚園・認定こども園施設分類別計画の策定について |

7 委員会協議会

(1) 共催及び後援大会等一覧表・・・(該当課)

※資料 当日配付

| | |
|---|----------------|
| 1 | 会議録署名委員の指名について |
|---|----------------|

■ 教育長

ただ今から「令和8年第3回教育委員会定例会」を開催いたします。

議事日程に従いまして、進めてまいります。

はじめに、日程第1「会議録署名委員の指名について」でございます。

本日の会議録署名委員は、松田委員と岡寺委員をお願いいたします。

| | |
|---|--------------------|
| 2 | 令和8年度周南市教育事業概要について |
|---|--------------------|

■ 教育長

それでは、日程第2、報告第2号「令和8年度周南市教育事業概要について」を議題とします。この件につきましては初めに、教育政策課から全体説明を行い、その後、各課からそれぞれの事業概要の説明を行います。

それでは、教育政策課から全体説明をお願いいたします。

■ 教育政策課長

議案書1ページをお願いいたします。

それでは報告第2号「令和8年度周南市教育事業概要について」説明をいたします。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1号の規定によるものです。

この規定は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の大綱に基づいて教育委員会が重点的に講ずるものと定めた施策の推進に係る事務は、定例会の会議に報告しなければならないと定めています。

教育委員会では、教育大綱の方針に基づいて取組を進めるため、毎年、周南市教育事業概要を作成しています。

この事業概要では、各年度における重点事業やその具体的な取組内容を整理し、共有することで、PDCAサイクルに基づいた取組の推進と、さらなる事業の改善につなげていくことを目的としています。

それでは、別冊の「令和8年度周南市教育事業概要」をご覧ください。

1ページの「はじめに」では本事業概要の趣旨を、2ページでは教育大綱の基本理念と3つの基本方針、それらを具現化するための12の推進方向をお示ししております。

3ページをお願いします。

ここから6ページまで、令和8年度予算の状況を掲載しています。

(1)として、一般会計と教育費の予算規模とその構成を、(2)として教育費の構成、(3)として教育委員会所管事業総括表を掲載しています。

4ページから6ページでは、教育委員会事務局所管分予算の内訳を掲載しています。

教育委員会事務局所管分予算の内訳は、教育費のうち市長部局で執行される予算を除き、教

育委員会事務局で所管する予算を併せて掲載したもので、令和8年度の教育委員会事務局の事務事業の全てを表すものとなっています。

4ページの表の上部に米印で補足していますが、着色されている箇所は、9ページ以降に各課で掲載している事業で「P」欄は掲載されているページを示しています。

7ページには、令和8年4月1日現在の周南市教育委員会事務局の機構図を掲載しています。

8ページからは、「教育委員会所管 重点事業」の説明になります。

本ページは、事業推進にあたっての考え方として、教育委員会が果たすべき役割を示しています。具体的には、将来のまちづくりを担う人材の育成と、それを支える教育環境の充実を教育委員会の使命としています。

これに基づき、本市の未来を担う人材の育成を教育行政の基本姿勢とし、学校教育・社会教育のハード・ソフト両面を強化しながら、関係部局と連携して各事業を推進していきます。

9ページ以降は、教育大綱の基本方針に掲げる12の推進方向の実践に向けて、教育委員会が令和8年度に取り組む重点事業等を、担当課毎に基本方針と事業概要を掲載しており、後ほど担当課から概略説明をさせていただきます。以上です。

■ 教育長

はい、ありがとうございます。

それでは引き続いて各課からの説明に入りたいと思います。

まず初めに、教育政策課からお願いいたします。

■ 教育政策課長

はい。教育政策課が所管する重点事業について、9ページから12ページになります。

教育大綱の基本方針である、「未来につながる学びがあふれる学校を目指して」に基づき、推進方向である「望ましい教育環境の充実・整備」の具現化に向けて、7つの重点事業をお示ししております。

9ページと10ページでは、小学校改修事業、中学校改修事業を掲載しており、児童生徒が安心して快適に学べる教育環境を確保するため、学校施設長寿命化計画に基づいた改修事業を進めております。

小学校改修事業では、今年度は消火設備改修の設計、プールの改修、普通教室床張替改修、防火設備改修、屋根防水改修工事を実施いたします。

中学校改修事業では、今年度は防火設備改修と遊具改修を実施いたします。

10ページ上段と、11ページ上段をお願いします。

小学校及び中学校特別教室空調設備等整備事業ですが、今年度は特別教室空調設備整備と照明LED化の整備手法の検討、及び事業者選定のためのアドバイザー業務に加え、学校体育館空調設備の整備手法の検討を行います。

また、小規模校への空調設備を整備し、できるだけ早期に供用開始いたします。

11ページ下段の奨学金貸付等基金事業は、経済的理由により修学が困難な学生生徒を支援するため、一般奨学金の貸し付けに加え、定住促進奨学金や、給付型の修学支援奨学金により、

個々の奨学生の状況に応じた貸し付けを行ってまいります。

12ページをお願いします。

上段の小学校教職員経費については、県費で配置されない学校事務と養護教諭を市費で配置いたします。

下段の小中学校再編整備推進事業につきましては、引き続き対象校間での交流学习の実施と、休校施設の適切な管理について取り組んで参ります。

また、児童生徒にとって、よりよい教育環境の確保に向け、学校、保護者、地域と連携しながら、小中学校の適正規模・適正配置について検討を進めていきたいと考えております。

以上で、教育政策課の説明を終わります。

■ 教育長

はい。ありがとうございました。

それでは次に生涯学習課、お願いいたします。

■ 生涯学習課長

はい。それでは生涯学習課が所管する重点事業につきまして、ご説明いたします。

事業概要の2ページ、第3期教育大綱基本理念と基本方針からご覧ください。

生涯学習課では、基本方針2の推進方向8「学校を中心とした地域づくりの推進」を2事業、推進方向9「青少年の成長を支える環境づくりの推進」を4事業、推進方向10「生涯学習活動の推進」を2事業、計8事業と児童クラブ事業を合わせ、合計9事業を重点事業としております。

それでは、13ページをご覧ください。各重点事業をご説明します。

まず、推進方法8「学校を中心とした地域づくりの推進」の2事業です。

学校・家庭・地域の連携協力推進事業では、こどもたちの育ちや学びを地域ぐるみで支援する、コミュニティスクールを中心とした、山口型地域連携教育を推進し、地域学校協働活動による学校を中心とした地域づくりに取り組みます。

また、関連する事業である19ページに掲載しております、児童クラブ事業では、安定した児童クラブの運営に加え、放課後子供教室との連携を深めつつ、保護者が就労等の理由で放課後に家庭で保育できない児童の安全安心な居場所づくりに取り組みます。

15ページに戻っていただきまして、周南コミュニティクラブ事業です。

これは中学校部活動の地域展開に関する事業で、令和8年度からの新規事業です。

略称コミクラは、生徒の「やってみたい」を応援するために、地域クラブの1つとして、各中学校区に設置します。

放課後の時間帯に、生徒が話し合いながら、活動内容を計画し、その活動を通じて様々な経験、体験をすることで、主体性、コミュニケーション能力、企画力などの向上につなげ、将来の地域の担い手として活躍する好循環を目指しています。

次に、16ページからの推進方向9「青少年の成長を支える環境づくりの推進」の4事業でございませう。

まず、青少年育成センター運営事業では、街頭補導や有害環境の浄化に取り組みます。

あわせて、大田原・中須の自然の家管理運営事業では、引き続きふるさと振興財団に指定管理をお願いし、大田原で培ったノウハウを中須でも発揮していただくことで、多彩な体験プログラムを提供していきます。

また、ページを進んでいただいて、中須自然の家整備事業では、引き続き移転先となる旧中須中学校の改修工事に取り組みます。

現在の計画では、5月に大田原自然の家を閉所後、移転作業を進め、8月に中須自然の家の供用を開始することとしています。

なお、移転期間中は、施設の利用はできませんが、出張での体験プログラムの提供は続けて参ります。

次に、その他の青少年健全育成事業として、学校や地域団体と連携して、様々な分野でボランティア活動や地域活動などに積極的に参加するよう、働きかける取り組みを実施するものです。

以上の4事業で青少年の健全育成に取り組んで参ります。

ページを進んでいただいて、18ページ、19ページをお願いします。

最後になりますが推進方向10「生涯学習活動の推進」2事業に関してです。

生涯学習推進事業と学び交流プラザ管理運営事業では、市民センターや学び交流プラザにおいて、講座や学級等を主催するなど、市民への学習機会の提供と充実を図り、学習成果を生かす機会の提供にも取り組んで参ります。

以上で、教育大綱に関連する事業概要の説明を終わりますが、生涯学習課では、児童クラブ事業にも取り組んでおり、先ほどもご説明しましたが、放課後子供教室との連携を深めつつ、児童の安全安心なまちづくりに取り組んで参ります。

最後に、令和8年度は、コミュニティクラブの立ち上げや、中須自然の家の供用開始など、新たな事業が始まります。

生涯学習課の基本方針でお示ししておりますように、市民一人一人の人生がより豊かなものとなるよう、生涯学習関係の充実を図るとともに、新たな地域の担い手となる人材育成に取り組む、世代を問わず、誰もが生き生きと学び続け、活躍できる社会の実現を目指してまいります。

以上で、生涯学習課の説明を終わります。

■ 教育長

はい。ありがとうございます。

続けて人権教育課、お願いいたします。

■ 人権教育課長

はい。事業概要の20ページをお願いします。

はじめに基本方針ですが、市民一人一人の人権が尊重され、誰もが自分らしく生き生き輝くまちの実現に向け、地域社会における人権意識と自主的な取り組みの高まりをめざして学校・

地域・企業において、人権教育を推進して参ります。

重点事業として5つ挙げております。

1つ目としまして、学校人権教育研修事業でございます。

学校における人権教育を推進するため、児童生徒、教職員等が豊かな人権意識の醸成を図るため、校長・園長で構成される学校・園人権教育研修会企画部会や、学校教育課と連携しながら、各学校での人権講演会や、校内研修等への出前講座、そして市内の全教職員を対象とした研修会を夏休みに開催するものです。

実施にあたっては、実施報告書やアンケート調査の中で、その提出書類の集約化、電子化により、教職員の負担軽減を図るとともに、教職員研修の実施では、集合型からオンラインと対面式を組み合わせ、質の確保、向上を図りながら実施して参ります。

次に21ページをお願いします。2点目としまして、地域人権教育推進事業でございます。

地域における人権教育では、市内10のうち、地区ブロック地域人権教育推進協議会を中心に、各地区での人権講演会の開催や、市民センターなどでの出前講座などの開催を支援するもので、実施にあたっては、生涯学習の視点に立って、学校教育と社会教育とか、相互に連携し、地域住民や団体とも繋がりながら、地域の自主的な学習活動を支援して参ります。

次に22ページです。

3つ目は人権教育講座運営事業でございます。

地域住民の人権意識の向上を図るため、各地位の市民センター等で、山口県人権推進指針に掲げる16の人権課題を基本としたハートフル人権セミナーを開催いたします。

受講者に身近な問題として、正しく理解し、人権意識を高めていただけるよう、当事者や事例から学ぶなど、内容のわかりやすさ、見やすさなど工夫しながら取り組んで参ります。

次に23ページをお願いします。人権教育指導者研修事業でございます。

地域の人権での配慮や態度が行動に現れ、人権意識を広めていく身近なリーダーを育成するために、様々な人権課題を掘り下げ、地域の教育資源を活用し、事例や体験、実践から学び考える機会を提供します。

次に、企業職場人権教育事業でございます。

企業活動における配慮すべき人権課題への対応として、いわゆる国の「ビジネスと人権行動計画」を踏まえ、現在83の企業で構成される周南市企業職場人権教育連絡協議会を中心に、研修会の開催、出前講座やDVD貸し出しなど、社内研修の実施を支援してまいります。

以上、あらゆる機会を通じて、継続的な学習機会を提供して参ります。

以上でございます。

■ 教育長

はい、ありがとうございます。

では続けて学校教育課お願いいたします。

■ 学校教育課長

はい、事業概要の24ページからが学校教育課です。

基本方針につきましては、そちらにお示ししている通りでございます。

児童生徒一人一人の特性や能力を伸ばし、生き抜く力の育成に向けた教育を着実に進めるために、指導支援それから教育環境の整備充実に努めるということ、それから、学校における働き方改革を進めることで、誰にとっても魅力のある学校づくりに努め、学校教育の充実を図ることで。

学校教育課として、令和8年度に力を入れて取り組むこととしては、令和7年度から引き続きになりますが、いじめ・不登校対策の充実と教育情報化の推進でございます。

まず、いじめ・不登校対策の充実についてです。

資料は事業概要の27ページ。教育支援センター事業でございます。

周南市の不登校対策の要は教育支援センターでございます。

令和8年度も教育指導員4名と補助員1名、市雇用のスクールカウンセラーを配置し、不登校児童生徒が安心して過ごすことができる場を提供いたします。

また、センター、学校及び関係諸機関等が一体となって、不登校児童生徒に向き合う仕組みづくりを進めて参ります。

続きまして、28ページの上段をご覧ください。生活指導推進事業でございます。

周南市では、市内小中学校に介助員や生活指導員を配置することで、特別な配慮を必要とする児童生徒にきめ細かな支援を行い、すべての児童生徒が安心、安全に過ごすことができる学校づくりを推進いたします。

続きまして、同じページの下段になります。

学校家庭支援専門家配置事業でございます。

本事業は児童生徒が抱える課題の早期解決に向け、スクールソーシャルワーカー7名を配置するとともに、スクールカウンセラー1名を配置し、生活環境面と心理面の両面から支援できる体制を整備するものでございます。

スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの専門職が、学校と連携し、チームとして支援に当たることで、課題の早期把握と、適切な対応につなげるとともに、複雑化、多様化する課題の解決を図って参ります。

以上のような事業により、児童生徒が安心して学校生活を送ることができる環境づくりを推進し、不登校や生活上の課題について、未然防止と早期対応につなげて参ります。

次に、教育情報化の推進についてです。

事業概要では29ページ下段になります。

本市の小中学校では、国のGIGAスクール構想のもと整備した児童生徒1人1台端末について、使用開始から5年を経過し、耐用年数を超過することから、令和8年度から2ヵ年をかけて、県の補助金を活用しながら計画的に端末の更新整備を行うこととしております。

令和8年度は、小学校を対象に約6,500台の端末更新を行うための必要経費を事業費として計上しております。

今後も児童生徒がデジタル学習環境を十分活用できるよう、端末更新等のICT整備や、支

援体制整備を計画的かつ着実に進めて参ります。

以上が学校教育課の所管事業についての説明となります。

なお、部活動の地域展開の本格実施を踏まえ、様々な事業を通じて、これまで以上に児童生徒の主体性の育成を図っていくことも、学校教育に求められる役割だと考えております。

日々の授業改善に向けた教職員の研修に一層力を入れて取り組んだり、児童生徒が主体的に自分の生活を調整するために、キャリアパスポートの効果的な活用を推進したり、取り組みを進めて参ります。

以上で学校教育からの説明を終わります。

■ 教育長

はい。ありがとうございます。

続けて学校給食課からお願いします。

■ 学校給食課長

はい、学校給食課所管の重点事業について説明いたします。31ページをお願いします。

基本方針は、徹底した衛生管理のもと、健康の増進や体位の向上など、児童生徒の心身の健全な発達に資する、安全安心でおいしい学校給食の提供に努める、とします。

また、学校給食を生きた教材として活用し、学校における食育の推進を図ることとし、教育大綱の推進方向に沿った事業を進めてまいります。

令和8年度における学校給食課の重点事業は、学校給食管理運営事業、学校給食材料費、防災給食提供事業の3事業です。

まず、学校給食管理運営事業ですが、この事業の目的は、徹底した衛生管理のもと、市内6ヶ所の学校、センターの円滑な運営により、児童生徒に安全安心でおいしい学校給食を提供していくための、必要な予算を確保したところでございます。

32ページをお願いいたします。次に、学校給食材料費です。

各学校給食センターでは、こどもたちの成長に必要な栄養価、カロリー等を考慮しながら、センターごとに特色のある献立づくりに努めております。

また、地産地消にも積極的に取り組み、その他アレルギー対応除去食の提供も行ってまいります。

本市の学校給食費は、令和6年度に改定をしましたが、メーカーをはじめとする想定外の物価高騰により食材費が上昇する中で、質、量、栄養価を維持するために、令和8年4月から学校給食費を1人1食当たりの単価で、小学校が45円増額の320円に、中学校を50円増額の370円に改定いたします。

一方で、本市では学校給食費は原則保護者負担としてきましたが、安心して子育てができる環境づくりを進めるため、国のいわゆる学校給食無償化策である、学校給食費負担軽減交付金を活用した上で、交付額の不足分を市が負担し、小学校給食費を無償とします。

また、中学校給食費につきましては、改定による増額分を市が負担することで、保護者負担を据え置くことにしています。

次に防災給食提供事業です。この事業では、3つの取り組みを実施してまいります。

1つ目は、万一の災害時等、学校給食センターで調理ができない場合に備えるため、レトルトの備蓄用非常食を購入しストックいたします。

2つ目は、現在、非常食として備蓄しているヒートレス野菜カレー、ヒートレス野菜シチュー、五目ご飯などの一部を活用して、学校給食として、児童生徒に提供し、子供たちの防災意識の涵養を図っております。

3つ目は、新南陽学校給食センターが設置している、移動式煮炊き窯を活用して、市内の自主防災組織の防災訓練と連携した炊き出し訓練を実施いたします。

引き続き、学校給食課では、こどもたちに安全、安心で美味しい給食の提供ができるように、しっかりと取り組んで参ります。

以上で説明を終わります。

■ 教育長

それでは最後に、中央図書館からお願いします。

■ 中央図書館長

はい、中央図書館からご説明いたします。33ページをお願いいたします、

はじめに、令和8年度の運営に関する基本方針です。

お示ししております通り、5つの直営図書館につきましては、それぞれが地域に根差した知の拠点として、地域の読書活動や生涯学習活動を支援するとともに、地域の情報拠点としての役割を果たしてまいります。

徳山駅前図書館につきましては、気軽にくつろぎながら本を手にとることができる、読書の入口としての知の広場と位置付け、にぎわいと交流の場の創出を図って参ります。

これらの6館が相互に連携することで、利用者に寄り添ったサービスの充実を図るとともに、市民の皆様の知的文化的向上、こどもの読書活動推進に取り組んでまいります。

あわせて、利用者への快適で安心な読書環境を提供するため、駐車場の拡張や老朽化した施設の改修にも取り組むこととしております。

続いて、重点事業についてご説明いたします。

まず、図書館管理運営費では、各館円滑な運営を図るとともに、誰もが利用しやすい図書館環境を求め、図書館サービスの向上と読書活動の推進に努めます。

あわせて、読書に触れるきっかけとなる魅力的な行事や、企画展示を開催し、読書への関心を深めてまいります。

さらに読書活動、推進計画に基づき、家庭、地域、学校など、社会全体が連携協働しながら、子供の読書活動の一層の推進を図ってまいります。

次に、図書館資料購入費ですが、こちらは図書や視聴覚資料、新聞、雑誌などの刊行物を購入するもので、多様化する利用者ニーズにこたえるため、幅広い資料の収集と充実を図りつつ、各館の独自の特徴を生かしながら、様々な視点での資料整備に努めます。

続いて、34ページをお願いします。

中央図書館整備事業では、隣接する建物を解体し、新たな駐車場を整備することといたしました。

令和8年度は、既存建物の解体に向けた調査設計や、新設する駐車場の測量設計に取り組みます。

次に、鹿野図書館整備事業ですが、こちらは空調設備の改修工事を実施し、施設の利便性向上と老朽化への対応を図ってまいります。

最後に、電子図書館運営事業費です。電子図書や郷土資料、行政資料、紙芝居などの充実を図るとともに、学校との連携による利用拡充、さらに、電子図書館の使い方講習会を実施するなど、幅広い層へのサービス拡充に努めて参ります。この事業を中心に、続き、図書館の充実と読書活動の推進に取り組んでまいります。

■ 教育長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの各課からの説明につきまして、あるいは全体的なことでも結構ですので、ご質問ありましたらお願いいたします。

■ 片山委員

25ページにある学校教育課の英語教育推進事業について、継続になっているのですが、人数では15名から14名と、1名減っています。予算額も減っているのですが、継続事業でどこが変わったのか説明をいただければと思います。

■ 学校教育課長

英語教育推進事業につきまして、基本的に減額分は、主にはALTを1人減員した部分の減額ということでとらえております。

最終的には1名減りましたが、実際には、各学校において英語教育を進めていく上で、生成AI等を利用いたしまして、対話練習や、スピーチ原稿の構成なども、ICT機器を活用して取り組むということが可能になって参りましたので、その環境の整備に伴いまして、1名減ということで対応させていただいてるということでございます。

■ 片山委員

では、内容は充実してるということですね。減額にはなっているけど、効果は上がっているということでしょうか。

■ 学校教育課長

はい。

■ 教育長

そのほか、いかがでしょうか。

■ 松田委員

今の新規・拡充・継続について、教えていただきたいのですが。

本日、1枚資料を作ってきましたので、お手元に配布していただいています。

その中で拡充になっているのが、学校教育課の生活指導推進事業、学校家庭支援専門家配置事業、それから教育政策課の特別教室空調設備関係と、それから再編整備、学校教育課の教育情報化、中央図書館事業の中央図書館整備と鹿野図書館なのですが、例えばこの中で、まず28ページの、学校家庭支援専門家配置事業は、この拡充の理由は、人数が増えたから拡充なのか、拡充としたところの分け方がどうなっているのかについて、教えていただけたらと思います。

他にも気になるのが、下の学校家庭専門家配置事業は、人数が変わってないけど拡充になっています。

このあたりをどのように整理されているのか、基本原則があれば教えてください。

■ 教育長

はい。では学校教育課の生活指導推進事業と、専門家配置事業、教育情報化推進事業、この3つの拡充理由の説明をお願いいたします。

■ 学校教育課長

はい。生活指導推進事業、それから教育情報化推進事業につきましては、事業予算額が増えているという意味で、拡充とさせていただいております。

それから、学校家庭支援専門家配置事業に関しては、予算額としては同額でございますが、実際にはこちらの、学校家庭支援専門家配置事業につきましては、今後の持続可能な仕組みにしていくという意味において、来年度は例えば新たなSSWさんの人材発掘でありますとか、そういったことにも力を入れて取り組んでいきたいという意味で、予算としては、令和6年度から7年度にかけてかなり増額いたしましたので、それを8年度は継続でございますけれども、今後の見通しという意味で拡充ということにさせていただいております。

以上です。

■ 教育長

はい。では教育政策課の小中学校特別教室空調整備、奨学金、再編整備についてお願いいたします。

■ 教育政策課長

はい。

小中学校特別教室空調整備事業につきましては、今年度補正予算で、アドバイザー業務等の経費をいただきまして、ようやく事業着手ができたという形で、来年度は本格的に整備を進めていく準備を進めるため、事業者選定の準備、それから小規模校につきましては、空調設置を行うという形で、事業拡充と示させていただきました。

それから奨学金貸付等基金事業につきましては、従来の貸し付けを継続して行いますが、利用者に対して、利便性の向上を図るため、奨学金貸付を管理するシステムを導入することで拡充という形で進めさせていただきました。

小中学校再編整備の推進事業につきましては、従来のそういった小規模校との交流、それから、休校中の施設管理に加えて、本格的に適正規模、適正配置の計画の着手を行うということで拡充とさせていただきました。

■ 教育長

では中央図書館からお願いします。

■ 中央図書館長

こちらにつきましては、まずは中央図書館の整備につきましては駐車場の拡充、鹿野図書館につきましては、空調の改修に取り組むというところで、拡充といたしました。

■ 松田委員

はい。予算の面からと、事業の内容そのものを拡大させていくという説明をいただいて大変よくわかりました。

ここが今年度の重点事業の中の重点事業となってくるのではないかと思います。ありがとうございます。

■ 教育長

はい。そのほかございますか。

■ 吉本委員

学校教育課の基本方針についてなのですが、このたび働き方改革を進められることになって、重点事業として、この中のどの事業がそれに当たるのでしょうか。

■ 学校教育課長

様々な取り組みを進めているところでございますが、一番は、学校評価にあたって、専門的な立場の人を配置することが、まずは学校現場の働き方改革を進めるという意味では、非常に大きな効果があると思っております。

例えば、事業概要の26ページの下段にありますけれども、教育業務支援員の配置ということも、大きな対策の1つでございますし、先ほどご説明させていただきました生活指導員・介助員の配置であります。学校図書館司書、学校図書館指導員等の配置についても、人を配置するという意味で、学校現場の働き方改革を進めていく上で、意味のある事業だと思っております。

■ 吉本委員

はい。まずは人の拡充と言う事ですね。ありがとうございます。

それと防災給食提供事業について、去年は1万3千食でしたが、今年は8,200食ということですが、これは児童の数が減ったということでしょうか

■ 学校給食課長

新南陽学校給食センターで漏水がありまして、それに伴って食材の入荷を停止した関係で、代替として、備蓄の非常食を3,500食ほど提供しました。

その関係で1万3千食あったものが、8,200食になったということです。

■ 吉本委員

フードバンクを運営しているので、防災食や、その取り扱いについて非常に興味深いのですが、備蓄している防災食を給食として提供したということですが、その時の児童生徒の皆さん

の反応はどうだったのでしょうか。

■ 学校給食課長

今回3千食を2回に分けて提供したんですが、ヒートレスの支給と、ケチャップライスというご飯ものと2つほど支給してみて、カレーについては、通常のメーカーが出しているいわゆるレトルトのカレーと同じもので、皆さん食べなれているのか比較的好評でした。

ケチャップライスについては、お湯を入れなくてもすぐ食べられるという形の保存食なので、若干特徴があるため、苦手意識を持ったお子さんもいらっしゃいました。

これも、非常時にはですね、こういったものを食べるというところで、防災教育にはなっているかと思います。

■ 吉本委員

ローリングストックをする中で、ぜひそのように利用していただけると良いと思います。

■ 教育長

ほかいかがでしょうか。

■ 岡寺委員

これまでも何度も拝見させていただいて、すごく綺麗に、しかも強調してくださいというところもしっかりやっていただいて、とてもわかりやすくていいなと思いました。

少し気になるのが、内側に見出しがあるのですが、これは何か意味があるのでしょうか。

■ 教育政策課係長

現在全庁的にペーパーレスを推進しておりますので、この事業概要も画面上で、スクロールで見ていただくことを想定しております。ですので、印刷するとインデックスが内側に入ってしまうページがあるということです。

■ 岡寺委員

それと毎回聞きますが、この状態がもう最終版なのでしょうか。概要版のようなものは作成されるのでしょうか。

とにかく、やっていることを、ぜひ保護者などにアピールして欲しいと思います。

保護者の方と話しても、なぜまだなのかとか、いろいろ聞かれるのですが、きちんとやっているよって示せるといいかと思います。

特に給食費の負担軽減のことは、ぜひアピールしていただきたいと思います。

それと炊き出しの件ですが、地域で防災キャンプのようなものを企画しているときにこの話題が出たのですが、後から希望しても参加できるものではないのでしょうか。

■ 教育長

地域の行事に防災給食の提供ということでしょうか。

■ 学校給食課長

基本的には、万が一災害で給食センターで調理ができないきを想定した形での防災食という、備蓄というところですので、これを地域の方に配布というのは、考えていません。

■ 岡寺委員

防災訓練を兼ねたイベントをしたい時に手を挙げられるのでしょうか。

それとも、もうすでに企画が決まっているので、後からはお願いできないのでしょうか。

■ 学校給食課長

この移動式の煮炊き窯については、地域の自主防災組織と連携した形で、毎年検討していくということにしておりますので、地域ごとに手を挙げていただいたら、一緒に検討してまいりたいと思います。

■ 教育長

ほかいかがでしょうか。

■ 片山委員

はい。26ページの教員業務支援員配置事業について、先ほどの説明で専門という言葉が出ましたが、授業の準備とか、学級事務等の補助等を行う支援員とありますが、現在募集はもう終わったのでしょうか。

■ 学校教育課長

会計年度任用職員についてはここに掲載されているものはすべて、募集は終わっております。

■ 片山委員

実際この大綱の推進方向にある「確かな学力の育成」という、本来学校は学習して学力をつけるところですが、今は先生の働き方改革もあるように、先生がやることがたくさんある。

その、本来の子どもたちに学力をつける、学習能力をつけるという面で考えたら、できるだけ子どもたちに先生が向く時間をたくさん作ろうというので、この支援員の事業を行われていると思いますが、それに携われる方々の力はすごく重要だろうと思います。

この事業は何年も続いているので、それが着実に力になっていったりすることもあると思いますが、実際の事例は各学校によって違うと思いますので、いろんな課題、そういうものを持っているところには適材適所というか、より効果が上がるように配置等考えて進めていただければと思います。

■ 学校教育課長

教育業務支援員につきましては29名の配置ということですが、実はかなり倍率が高いと聞いております。それぞれ経験ある方もない方も当然おられると思われそうですが、配置する学校によって様々な業務に臨機応変に対応していただかないといけないという側面が非常に大きいので、そのあたりは、担当が面接をしたり、或いはこれまでの勤務状況も、情報収集しながら、今、委員がおっしゃったように、適材適所というか、大規模校がいいのか、小規模校か、などいろいろなことを考えながら、毎年検討させていただいているというところでございます。

■ 教育長

ほかいかがでしょうか。

■ 松田委員

はい。全体を見ての感想ということになるかもしれませんが、意見を言わせていただきます。

先ほど各課の説明の中で、本年度の重点事項について、今年はどういう方向でいくとか、これを踏み込むという説明があって、大変分かりやすかったです。

その意味で、実は先ほど私個人の資料として作ってきましたというのですが、先般のこの基本方針と、各課の事業の関連性を見ることと、各課が推進されている本来のこの示されている事業概要をどのようにリンクさせていったら良いかと思いつつながら、この資料を作った次第です。

資料を作りながら思ったのは、基本方針において、目標を明確にとらえられて、各事業が展開されているという段階を踏みながら、先ほどの各課の説明があったと思います。来年度はこれをやりたいということの、明確な方向をご説明いただきうれしく思っております。

そこでやはり引っかかってくるのは、教育大綱との関連性です。例えば8ページの「事業推進にあたっての考え方」は昨年度と全く一緒です。

教育大綱を実現するために、5年間で、取り組みの中での目標が示され、それを、各年度の事業概要で推進していくということが書かれています。

それにあたって、この8ページの内容が、これだけでいいのか。先ほど各課が言われた中の、特に拡充の方向性が、ここに出てくると伝わるのではないかと思います。

それが出てくると、今年はこのことをするんだな、ここに力を入れるんだなということも読み取れるのではないかと思います。

それにあわせて、教育大綱の23ページです。教育大綱の推進に向けての進捗管理、点検評価というページがあります。

ここに、基本理念である、「未来を生き抜くこどものための興味、楽しさ、勇気を育むこどもまんなか教育」を具現化することを念頭に、年度ごとの周南市の教育事業概要において、各施策の見直し改善や施策の展開情報を明らかにします、と書いてあります。

年度ごとにこれをしないと、この事業概要と教育大綱の繋がりが見えないのではないかと思いますので先ほども申し上げました。

さらに、点検評価の結果を踏まえ、より効果的な教育の実現のため、3つの基本方針に基づく各施策の見直し、改善を常に行っています。

こちらの主語は、基本方針です。

3つの基本方針に基づく各施策をもう少しわかりやすく伝えるためには、このような見出しだけでも一覧で示されると、先ほどの基本方針と各施策の関連がわかるのではないかと思います。

別添、付則記載、県教委の方針にも、再掲で違う切り口の一覧があるので、そういったものがあると、周南市の取り組みがより伝わるのではないかと思います。

次に、各課の基本方針を、昨年度とどう違うのかという視点で読ませていただきました。これについては、変更追加等は明確に示されています。

ただ、教育政策課は、去年と文言が同じでした。しかし、今年やることは先ほど課長が明確

に言われました。

このあたりをどこかで示されると、事業への意欲や方向性がはっきりするのではないかと思います。

生涯学習課はコミクラがありますし、学校教育課は働き方改革があります、中央図書館は施設設備、駐車場の改善があります。これも先ほど言われたのはちゃんと、基本方針になっている。

だからやっぱりこの基本方針にも、もっと表現を加えていただけると良いかと思います。

ただ、残念なことは、働き方改革については、前回、方針や基本的な考え方について協議しましたが、その成果は私には見えませんでした。

あれだけ働き方改革について地域連携・学校に働きかけて、こうしますよ、と明確に示されたのであれば、1行でも2行でも何か記載があると、そこに予算が絡んでくる事業という難しさがあると思いますが、何か言及があるといいと思いました。

最後に、教育大綱で、5年先の指標が成果指標として書かれていますが、この成果指標で現状値と目標値、令和5年度と令和11年度を比較していくのですが、この教育大綱の方の視点から見ると、生涯学習は、きちんとリンクしていてその中の成果指標に出ていて非常にわかりやすいです。

ほとんど来年に達成しそうな目標数値が書かれてるぐらいの内容になっているんですね。

本当に、すごいと思います。

ただですね、学校教育に関わる部分の、いわゆる文科省がやっていることもたちの調査ですね。これをもとに数値を示してあるものについては、事業概要とリンクしていません。

これが先ほど片山委員が言われた、学力をつける、人を育てる、そういうところが学校教育の神髄じゃないかというところに教育大綱はきちんとリンクしてます。

それを事業概要のどこで見るとでしょうか。ここが本番ではないでしょうか。

これをやるということが先ほどの教育大綱の基本理念なんです。

基本理念の実現をどうやって図るかってすごく難しいことです。

あれだけ協議して、これをやりましょうっていう夢を描いて、それをどう具体化していくかっていうのは、今からが本番ではないかと思うんですね。

だからこの教育大綱に示されている成果指標について、内容に出てこないのであれば、年度ごとにきちんと報告をして欲しい。

この結果を示していただけると、単年比較でなくても二、三年経過を見られると思います。

そのあたりを教育大綱と事業内容をリンクさせていかないと、最後の評価に至らないと思います。

ここでも話題になってます、事務事業評価が、年度をまたいでやってますよね。これはもうシステムとして難しいのはわかりました。

じゃあ次はやはり、ここの2つの視点をちょっとうまく整理していくと、ここに示されないものはどこかで年度ごとの指標の実態を明らかにしていく、そうしていかないと、形だけ作っ

て終わるのではないかということにはなるのではないかなと思いましたが、今日説明を受けながら、重点事項という考え方が、しっかり事務局側でとらえていただいていることはありがたいと思いますし、それだけではない、いろんな施策も考えられていることはとてもよく伝わりました。

今は大綱の5年のうち、2年目なんです。ということはあと3年です。3年先には、大綱の見直しをしなければいけません。

その時に、ただ何となくでは、今のPDCAサイクルという考え方と、評価という考え方で説明が、難しいのではないかと危惧しましたので申し上げました。以上です。

■ 教育政策課長

事業概要につきまして、貴重なご意見ありがとうございました。

今おっしゃられたように、教育大綱との関連づけや、あと評価点検の結果をまた翌年に反映するといったところは、大変重要だと思っております。

今回のご意見をいただきまして、事業概要は、公開し学校にも投げかける資料になりますので、改善を進めていこうと思っております。

■ 松田委員

よろしくをお願いします。

■ 教育長

その他よろしいですか。

はい。それでは報告第2号を承認いたします。

| | |
|---|---------------------------------|
| 3 | 周南市保育所・幼稚園・認定こども園施設分類別計画の策定について |
|---|---------------------------------|

■ 教育長

続きまして日程第3、議案第6号「周南市保育所・幼稚園・認定こども園施設分類別計画の策定について」を議題といたします。

この件につきましては、こども保育課から説明をお願いいたします。

■ こども保育課長

はい。周南市保育所・幼稚園・認定こども園施設分類別計画の改定について説明いたします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第8号によるものです。

本市では、平成22年に就学前児童通園施設の今後のあり方を策定し、平成25年には再編整備の実施計画を策定、その後、令和3年3月に再編整備の二次計画として、施設分類別計画を策定しています。この度の改定は施設分類別計画の策定から5年が経過することから、取り組みの進捗などを踏まえ、改定を行うものです。

それでは、配付しております計画の内容について、簡潔にご説明いたします。

当計画は就学前施設全般にわたることから、保育所も含めてのご説明になりますことをご了

承いただければと思います。

2ページから10ページにかけましては、施設の設置目的及び経緯、それから施設の現状と課題について記載しております。

公立幼稚園、保育園、こども園のいずれも築40年以上を経過している施設が多く、老朽化が進んでおり、さらにハザードマップ上に位置している施設もあることから、計画的に持続可能な再編整備を推進する必要があります。

現在須々万こども園と旧第2保育園跡地に新施設の建設を進めている状況です。

11ページから17ページの、提供しているサービスの状況と課題では、各施設の入所児童数の状況について、10年間の状況を記載しております。市全体の就園児童数は減少傾向にあるものの、保育所ニーズが非常に高く、その一方で、幼稚園の利用が減少していることはわかります。

次に、18ページから20ページでは、施設を取り巻く状況として、就学前年齢人口の推計や、幼児教育保育のニーズの動向と、それに対する対応などを記載しております。

今回の改定では、「(3) その他の子育て支援サービスについて」の項目を加え、誰でも通園制度など、通常の教育保育サービス以外にも触れ、これらを踏まえた提供体制の確保と、再編整備の検討が必要であることを記載しました。

21ページから22ページにかけて、個別施設の1次評価の結果を記載しております。

最も優先的に取り組むべきAに位置付けられるのは、川崎保育園、三丘保育園、菊川幼稚園の3施設となりました。

なお、須々万保育園、尚白保育園、須々万幼稚園については、すでに再編整備事業に着手していることから一時評価の対象から除外しております。

23ページ以降で、今後の施設の方向性を記載しております。

都市地域の個別施設については、立地や老朽化対策の関係から、取組の優先順位が高い川崎保育園について安全性の確保の取り組みを行うこと、また児童数の減少が顕著な富田東幼稚園について、統廃合を検討することとしております。

都市周辺地域については、こちらも取り組みの優先順位が高い菊川幼稚園と同一地域の菊川保育園について、認定こども園化も踏まえ、再編方針の検討を行うこととしております。

最後に、中山間地域ですが、こちらも老朽化により優先順位の高い三丘保育園について再編方針を検討すること、また休園が続く津島幼稚園・八代幼稚園については、地域の就学前児童数の状況を踏まえ、統廃合の検討を行うこととしました。

現在取り組みを進めております徳山北部地区と徳山中央部における再編整備は、令和8年度をもって完了する予定です。

今後の再編整備につきましては、令和9年度以降に具体的な再編整備方針を定めていければと考えております。

なお本計画の計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間といたしますが、取り巻く環境の変化や、政策的な需要などにより必要に応じて見直すこととしております。

以上で説明を終わります。

■ 教育長

はい。ありがとうございます。

それでは、ご質問ございましたらお願いいたします。

■ 岡寺委員

はい。改定ということで、前の計画も確認させていただきましたが、前には掲載されていた1次評価の詳細について今回はシンプルにまとめられているような気がしたのですが、いいところもあれば、あっさりしてしまったなというところもあり、分かりやすくはなったのかと思います。

見ててすごく気になったのが、充足率です。

施設と人数、パーセンテージと、先ほど統廃合の話もされていましたが、うまくいきそうな数字になっていると思います。

私は、幼稚園訪問の時、これは余りにも少な過ぎるという印象がありました。

確かに、統廃合することによって、充足率もしっかり保てるってということだと思うのですが、現場で話を聞くと、私立への就園希望が多くて、公立の減少原因そっちにあるという話をしたんですが、それが、解決するのでしょうか。

建物を集約すれば、ある程度展望は見えてくるのでしょうか。

■ こども保育課長

今、再編整備に関しては、今後のこどもの人数、推計や、どのくらいニーズがあるかというところも関わってくると思います。

それから、現在保育園のニーズが、無償化も含めて、特に2歳児以下の無償化が始まってから、2歳までの間にどこかに入ってしまうと、3歳から幼稚園に来る子が少なくなり、その影響でおそらく幼稚園の入園率が下がっているのではないかと思います。

私立も調べてみると人数が減っているような幼稚園もあるという状況で、方針の1つとして、こども園化の検討と言うことで、幼保を合併させて、適切な集団規模を確保するというのは、方向性の1つとして考えております。

今おっしゃいましたように菊川地区についても、保育園はもう100%を超えるような状態、一方で幼稚園は近くにありながらも教室が余ってる状態です。

菊川幼稚園に関しては、誰でも通園制度をやっておりまして。空き教室を利用して、2歳以下の保育ができる状況も作っております。

色々な制度をこども家庭庁が展開しておりますので、利用できるものは利用しますが、先ほど申しましたように、保育のニーズが高まっている関係上、情勢をふまえながら、こども園化も含めていろいろ検討したいなと、担当課としての思いがあります。

■ 岡寺委員

ありがとうございます。それと現場でそのような話を聞いたときに、通園に私立だとバスが出ますが、それはどうですか。

公立の場合、タクシー利用については聞いたことがあります、バスを出されることはない

のでしょうか。

■ こども保育課長

実際には、今のところ、バスを出しても幼稚園のニーズが高まるような希望はないのではないかと見込まれますので、通園バスは公立に関しては考えておりません。

■ 岡寺委員

近場で統合というのはありますが、もっと離れたところも集約するという事は考えているのでしょうか。

要するに、遠いところから通わないと、統合しても効率があまり変わらないということにもならないかと思いますが。

■ こども保育課長

地域バランスをある程度考えなければならぬので、極端に言えば、徳山西部と旧新南陽の幼稚園を統合して、真ん中につくるようなことまでは考えておりません。

■ 教育長

はい。ほかいかがでしょう。

■ 吉本委員

はい。今のお話にも繋がるんですけど、小中学校再編推進事業についても適正規模・適正配置を考えられているので、どちらもぜひ一緒に検討すべきではないかと思います。

それと、こども誰でも通園制度についてお聞きしたいのですが、現在の利用状況を教えていただければと思います。

■ こども保育課長

現在はあくまでも試行事業として行っております。全体で6園で実施しております、150人程度のご家庭の登録がございます。

半年から3歳未満児までですが、どちらかというとも0歳児の登録が多い状況です。

低年齢層の方がどの施設も利用率は高くなっており、アンケート結果からも好評なことが伺えます。

本年度の本格給付サービスとして始めるにあたって、今、私立園の3園でも準備を進めていただいておりますので、拡充はしていく予定となっております。

■ 吉本委員

はい。ありがとうございます。

一時預かりも申し込みの時に電話がつながりにくくなるほど多かったと聞いていますので幅が広がるというのは、非常に良いのではないかと思います。

■ 教育長

はい。ほかにはいかがでしょう。

■ 松田委員

はい。今お話を聞きながら、保護者のニーズからして0歳児、1歳児、2歳児の利用が高く、それをもとに、3、4、5歳児の在園が決まってくるという難しさは小学校教育とはちょっと違う視点があるかなと思いました。

適正な集団というのは小学校においては35人学級と言われてますが、0歳児の集団はやはり1対1から始まり、2対1ぐらいまでですよ。

こども同士の関わりになると3、4、5歳児になってくる。

それで余りにも大き過ぎると、今学校で起こっているような、いわゆる自分の居場所を作ることが難しいお子さんが出てくるというような観点から見ると、やはりこの0歳児から小学校へ上がるまでの、こどもたちを、居場所といいますか、どこで育てていくかっていうことは、やはり施設の問題とあわせて、検討することが必要だと思いました。

今日、改めて思ったのは、0歳児から2歳児と3、4、5歳児の教育の対応は、変えていかなければならない、しっかり育てていかないと、小1の壁もあるということを改めて認識して、この施設分類別計画をたてていただけると良いかと思いました。

それから先般、幼保こ小のかけ橋プログラムで、地域の幼稚園・保育園、私立も含めて、小学校と繋がっているという、形を作られたというのは大きな成果だと思います。

こどもの成長とともに教育・保育はどうであるべきか、認定こども園の拡充も含めて今後色々を見せていただいて、進めていただければと思います。ありがとうございます。

■ こども保育課長

架け橋プログラムも、私どもも自信を持って、全国に先駆けてやっているという取り組みなので、こども家庭庁も、今までは保育園の受け皿とか、量の確保を徹底的に進めて、次からの3年間は、質の向上にシフトしています。

周南市は乳幼児教育センターという施設を独自で持って運営しておりますので、質の向上に関しては研修などの取り組みを続けていきたいと思っています。

■ 教育長

ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

はい。それでは、議案第6号を決定いたします。

本日の議事日程は以上でございますが、その他にご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

それではこれもちまして令和8年第3回教育委員会定例会を終了いたします。

署名委員

松 田 福 美 委員 _____

岡 寺 政 幸 委員 _____